

南九州市 農業委員会だより

令和6年10月発行 南九州市農業委員会事務局

編集発行 南九州市農業委員会事務局

南九州市穎娃町牧之内 2830 番地

TEL 0993-36-1111

E-mail noui@city.minamikyushu.lg.jp



市ホームページ



令和6年8月 班ごとの利用状況調査区域確認作業

遊休農地の発生防止・解消に向けて

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて、「農地利用状況調査」を実施しています。

近年、農業者の減少や高齢化によって耕作・管理されない農地が増えてきているため、農地法に基づき管内全ての農地を調査し、遊休農地や遊休化しそうな農地の所有者へ今後の農地の利用について意向確認を行い、必要に応じて農地中間管理機構との連携や農地のあっせんなど、耕作放棄地の発生防止や農地の有効利用を図っています。

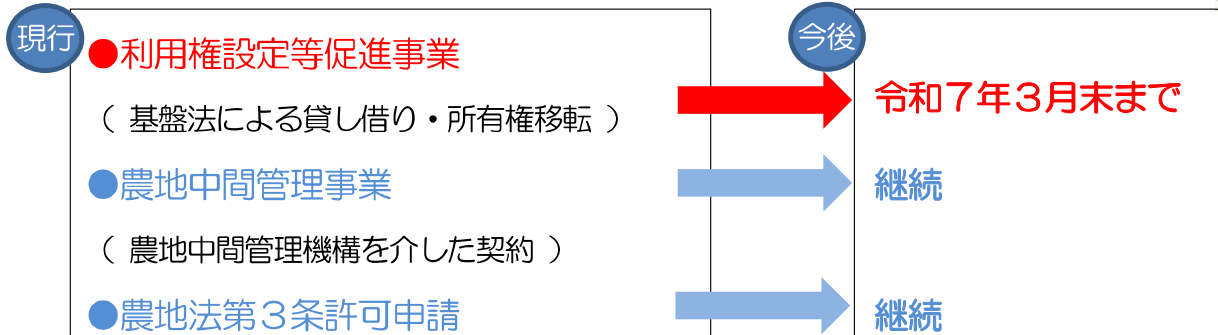
耕作されなくなった農地を放置していると、有害鳥獣のすみかになったり、病虫害の発生や雑草等の繁茂により周辺の農地や住民の迷惑となることが懸念されます。

農地の所有者や貸借契約等により耕作している方は、農地の有効利用と適切な管理をお願いします。



農地の貸し借り制度が変わります！

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正により、**利用権設定等促進事業は、令和7年4月から**
農地中間管理機構（農地バンク）を介した「農地中間管理事業」へ統合されます。



※設定済の基盤法による貸し借りについては、令和7年4月を超えても設定期間満了までは契約有効となります。

農地の貸し借りは農地バンクに！



- 農地バンク（県公社）が各市町村と連携し、農地の貸し借りを調整します。
■賃借料は、農地バンク（県公社）が徴収・支払を行います。

メリット（所有者）	メリット（担い手）
・賃借料は農地バンクが決まった時期に所有者の指定口座に振り込みます。	・契約が一本化され、賃借料の口座引き落とし手数料は農地バンクが負担します。
・担い手等が途中で耕作できなくても、次の担い手等を農地バンクと市町村等が連携して探します。	・農地を集積・集約することで、農作業の効率化、生産性の向上が図られます。
・農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。（更新も可能です）	・長期的な営農計画が立てやすく、安定した農業ができます。

注意 所有者＝登記名義人であれば、手続きはスムーズに行えますが、登記名義人が亡くなった親族などのままの場合は、相続登記を行うか、又は相続の持分の過半の同意が必要となります。

詳しい内容は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社のホームページ「農地中間管理機構」をご覧ください。
 南九州市農政課までお問い合わせください。

新規就農者励ましの会

新規就農者励ましの会が、7月2日に知覧文化会館で開催され、市内で新たに就農した6人の方が参加されました。会には農業委員会会長、県南薩地域振興局やJAなどの関係機関も出席し、就農した参加者に激励の言葉を送りました。（嶺娃地域：2名、知覧地域：3名、川辺地域：3名が新規就農いたしました。）



家族経営協定を結びませんか！！

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。



令和6年8月1日協定を締結された伊瀬知さん家族

農作業事故をゼロに！！

農業の機械化が進展する一方で、農業機械による農作業事故の発生が後を絶たない状況です。県内では平成26年から令和5年の10年間で100件の死亡事故が発生し、うち51件がトラクターでの作業中に起こっています。慣れた作業でも油断せず、安全に心がけましょう。



農作業の安全のために！！

- (1) トラクターには安全フレームを装着し、作業中はシートベルト・ヘルメットを着用する。
- (2) ほ場の出入り口付近では、十分に安全確認を行い、転落・転倒事故を未然に防ぐ。
- (3) 点検、整備、清掃は必ずエンジンを停止して行う。
- (4) 農作業は計画的に行い、こまめな休息・水分補給を行って無理をしない。
- (5) 出かける前に家族などに一声かけて、携帯電話を携帯する。

《相続登記はお済みですか？》

★令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。★

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が必要になります。（詳しくは、法務局にご確認ください。）

相続等で農地の権利を取得した方は、相続登記完了後、農業委員会事務局へ届けさせていただきますようお願いいたします。

遊休農地の再生を支援します！

「遊休農地等活用条件整備事業補助金」を活用して、遊休農地、耕作放棄地を解消し、農地の有効利用を図りましょう。

補助対象者

遊休農地又は耕作放棄地を整備（荒廃解消）し、かつ、売買又は賃借により5年以上継続して耕作しようとする市内に住所を有する認定農業者等

補助金の額

遊休農地又は耕作放棄地の整備に係る経費の一部を助成。

10 アール当たり
3万3千円以内
（1件当たり20万円以内）



農地の無断転用は違反です！

農地転用とは、「農地」を「農地以外」にすることをいいます。



例えば、農地（畑や田んぼ）に、

- ・建物（住宅・倉庫など）を建てる
- ・太陽光発電設備を設置する
- ・駐車場や資材置場にする

など、**農地の用途を変更**することです。

農地転用する場合は、**事前に農地法の許可が必要**ですので、農業委員会へ相談ください。

手続きをせずに無断で転用すると・・・

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。

農業委員と農地利用最適化推進委員の変更がありました。

【農業委員】

（川辺地域 高田地区）
（変更前）六反田 達郎



（変更後）山下 信一郎



【農地利用最適化推進委員】

（川辺地域 勝目地区）
（変更前）市菌 勉



（変更後）野入 博夫



農業者年金に加入しませんか！！



通常加入要件は①60歳未満、②国民年金第1号被保険者、③年間60日以上農業に従事です。

●保険料は2万円から6万7千円まで加入者が自由に選択できます。（いつでも見直しできます。）

※詳しくは、農業委員会事務局または最寄りのJAまで

読んでみませんか！！

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



◆発行／月4回金曜日

◆購読料／月額700円（消費税込み）

購読のお申し込みは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会へお気軽に連絡ください。